

**第7期第10回・第11回 地域包括ケア推進協議会後に寄せられた
委員からの質問および区の考え方**

【第7期第10回推進協議会（令和8年7月3日開催）後の質問】

	質 問	区の考え方
1	1. 資料1 スライド番号2 課題と取り組み案の課題「自力で避難することができない高齢者」「頼れる身寄りがいない高齢者」「孤独・孤立高齢者」の3つの課題が意味するところは、結局は高齢者のみ世帯（夫婦のみまたは一人世帯）の抱える課題である。施策が違い、施策を分けるためにあえて分類しているのかもしれませんが、かえって施策ごとの縦割りとなり、支援者も支援を受ける高齢者も同じなので、分類・分離しない方がよいのではないのでしょうか？ 重層的支援の必要性の観点からも、分けない方がよいのでは？	本計画では、各課題に対する取組を、可能な限りわかりやすく記載しています。現場の支援が縦割りにならぬよう、関係機関が連携して、一人ひとりの課題に応じた重層的な支援に努めてまいります。
2	2. 資料1 スライド番号3 現状と課題の「〇国の社会保障審議会等では地域包括支援センターを頼れる身寄りがいない高齢者等に対する相談窓口と位置付けることを検討している。」について ・これまで高齢者等に対する相談窓口と位置付けられてはいなかったのでしょうか？ ・現在の窓口は？（総合福祉事務所？社会福祉協議会？ 明確な相談窓口なし？） ・正式な相談窓口と位置付けられると、具体的に何が変わるのでしょうか？ ・さらなる業務負担増の可能性は？ 国の支援は？ DX推進は必要だが、業務支援・事務	地域包括支援センターは、これまでも高齢者の総合相談窓口としての機能を担っており、「頼れる身寄りがいない高齢者」への支援を行っています。 ひとり一人の状況に応じ、総合福祉事務所や社会福祉協議会等との連携しながら支援しており、これからも引き続き行ってまいります。 昨今、国において高齢者をめぐる様々な状況や課題を検討する中で「頼れる身寄りがいない高齢者」が議論され、社会福祉法を改正し、頼れる身寄りがいない高齢者や障害者の日常生活支援、入院等の手続き、死後事務支援を新たな施策に位置づけました。そこで、国は改めて、相談の入り口を地域包括支援センターと明確に示していますが、現在までに国からの詳細は示されていません。

	負担軽減により高齢者対応時間増や内容充実のためであって、業務効率化による要員削減といった方向に進まないようにすべき。	DXの推進については、ご指摘のとおり業務の効率化、ひいては区民サービスの向上を目的とするものであるため、必要な人員と引き換えるものではないと考えています。
3	3. 資料1 スライド番号4 地域包括支援センターの機能として、複合的な課題を抱える高齢者への対応が重要であるなら「介護と医療の窓口」ではなく「介護・医療と生活相談の窓口」「高齢者の介護・医療・生活相談センター」「高齢者お悩み相談窓口」といった別称に()内は変更の検討が必要では？	頂戴した意見を今後の参考とさせていただきます。
4	4. 資料1 スライド番号6 生活サポートセンターについて、全く知らなかったが、最初の高齢者支援課長の説明と●●委員の質問のなかで、ある程度理解しましたが、どのような部署か知らなかったため、協議会の前に実際に区役所3階に行ってみました。 ・練馬総合福祉事務所と同フロアにありましたが、役割分担は？業務の違いは？ ・業務時間外でしたので、人はいませんでした。要員数・体制は？ ・あまり宣伝していないように思いますが、区民への浸透は？広報活動は？	生活サポートセンターは、生活や仕事、住まいや家計のやりくりなど様々な理由で経済的な不安や困りごとを抱える方の相談を受け付け、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。 一方、総合福祉事務所は、生活保護をはじめ、ひとり親家庭、高齢者、障害者の方などの生活上の問題に関する相談を受け付ける福祉の総合相談窓口です。 相談者が複数の課題を抱えている場合には、生活サポートセンターと総合福祉事務所が連携しながら支援を行っており、それぞれの役割に応じて適切な支援につなげています。 令和8年度は、相談支援員14名、事務職員3名の計17名体制で相談支援を行っています。相談支援員が生活、仕事、住まい、家計などに関する相談を受け付けるほか、相談内容に応じて、住まい確保や就労に向けた支援などの専門的な支援を実施し、相談者の状況に応じた支援を行っています。 広報については、区ホームページ、区報、チラシの配布等により行っています。また、総合福祉事務所、地域包括支援センター、保健相談所等と連携し、支援が必要な方を生活サポートセンターにつないでい

		ます。あわせて、研修などを行い、関係機関との連携を強化し、支援が必要な方を早期に把握し、適切な相談支援につなげられるよう取り組んでいます。
5	5. 資料1 スライド番号 13 生活サポートセンターにおける連携状況の表について ・生活サポートセンターが個別に連携した関係機関の合計人数は、2,001 人ですが、分母は何人でしょうか？どのくらいの割合を連携しているのでしょうか？ ・連携とは？ 対応依頼（たらい廻しか、両者で対応しているのか？）の内容は？ ・地域包括支援センターに連携した具体的依頼内容とその依頼数は？	生活サポートセンターでは令和 6 年度に延べ 27,802 件の相談を受けており、相談対応の中では関係機関の紹介や制度案内等も日常的に行っています。なお、相談の中には関係機関との個別連携を要しない相談や、情報提供のみで終了する相談も含まれているため、連携している割合を一律に算出することはできません。また、資料に記載した 2,001 人は、生活サポートセンターが、関係機関と個別に情報共有や役割分担を行いながら、連携して支援した人数です。 生活サポートセンターにおける「連携」とは、相談者の課題解決に向け、関係機関と情報共有や役割分担を行いながら支援を行うことです。具体的には、相談内容に応じて総合福祉事務所、地域包括支援センター、医療機関、ハローワーク、居住支援法人などの関係機関の強みや専門性を活かし、連携して支援を行っています。 なお、単に他機関を案内し、終了するものではなく、必要に応じて生活サポートセンターが継続して関わりながら、支援を行っています。 地域包括支援センターとは、相談者が高齢者本人、または、ご家庭が高齢者に関する課題を抱えている場合に、連携を図っています。 主な内容としては、 ・高齢者本人や家族に関する相談 ・介護サービスの利用に関する相談 ・認知症などに関する相談 ・高齢者世帯の見守りや支援体制の調整などがあります。 資料に記載した人数は、生活サポートセンターが地域包括支援センターと個別に連携

		した人数を集計したものです。個々の連携内容は、相談者の状況により異なります。
6	6. 参考資料1 スライド番号2 「● 高齢者の外出状況については・・・、55歳～64歳の68.4%を上回っており・・・」との記載があるが、質問を確認したところ、外出の定義が明確ではないような気がしました。仕事を外出に含むかどうかで、55歳～64歳の外出の%が大きく変わる気がします。どのように考えればよいのでしょうか？ 「・・・就労や地域活動など、様々な形で外出していることが分かる。」と結論付けていますが、このデータでそのように記載したことには違和感があります。その理由を教えてください。 「● 一方で、他者との孤立感について、感じることもあると回答した高齢者は36.1%であり・・・」の36.1%はどの項目・データから引用しているのでしょうか？ 「・・・外出への積極性が低下するほど孤立感が高まる傾向がみられる」としたのは、どの基礎調査データを基にしたのか教えてください。	ご指摘のとおり、本調査では外出の詳細な定義を設けていないため、55～64歳の結果には就労による外出の影響が含まれている可能性があります。本調査は就労や地域活動を含めた社会参加の状況把握を目的としていることから、その前提で結果を整理しております。 R7基礎調査 P.36 の、“人との付き合いがないと感じる頻度”を引用しています。 R7基礎調査 P.38 の、“他の人から孤立していると感じる頻度”について、外出に対する積極性別に集計し、引用しています。

【第7期第11回推進協議会（令和8年7月24日開催）後の質問】

	質 問	区の考え方
7	1. 資料1 スライド番号8 ・施設虐待は、地域包括ケアの担当外とのことでしたが、重要な問題なので、参考として報告いただくか、どこでデータが提示されているのか教えて欲しい。 ・相談。通報件数だけでなく、その後の対応件数（抱えている件数・完了件数・通報から完了までの期間（平均・	施設虐待については、令和7年度の速報値は通報27件、虐待件数17件でした。 虐待のあった施設すべてに、虐待状況が改善されるよう適切に指導を行っています。それぞれ状況が異なるので、終結までの期間などは集計していません。

	最短・最長）等も教えて欲しい。	
8	2. 資料4－1 スライド番号1・36 ACP（人生会議）…ACPは全く浸透していないように思います。ネーミングの問題もあるのでは。区の認識を教えてください、ACP周知セットは見たことがありません。延べ95,000部発行と記載されていますが、どこでどのように配布しているのでしょうか。	国や都を始め、日本医師会等はアドバンス・ケア・プランニングの略称である「ACP」を用いて普及を行っています。そのため、区でもACPというネーミングで周知を図っています。周知に際しては、単語のみ用いるのではなく、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とは、「もしものときのために、医療や介護について、前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組み」と補足して説明し、理解が進むよう取り組んでいます。今後も、区民の皆様からのご意見も踏まえ、浸透するよう取り組んでまいります。 区が実施する在宅療養講演会では、配布による周知だけではなく、ACPの説明と「“もしも・・・”を考えるきっかけシート」の案内を行い、ACPを考えるきっかけづくりに取り組んでいます。さらに、介護や医療等の専門職を対象にACP勉強会を行い、支援者の理解を広げる活動を行っています。 これらの活動を通じて、本人・家族・支援者がACPを理解し、実践につながるよう、ACPの普及啓発に努めていきます。 ACP周知セットは、在宅療養ハンドブック「わが家で生きる」とともに、地域包括支援センター、はつらつセンター、区民事務所、図書館等の区立施設で配布しています。区内病院や診療所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等にも配布を依頼し、入退院や在宅療養についての相談の際に活用してもらうようにしています。 また、ACP周知セット（単独）は、区内消防署でも配布しています。 その他、区が実施する在宅療養講演会では、配布するだけではなくACPの説明と簡単な記入方法の案内も行っています。

9	3. 資料4-1 スライド番号2 ② 地域密着型サービスの利用促進について、「すぐわかる 介護保険」「地域密着型サービスってなんだろう!？」を読んでも、最初の入り口段階で大きく分かれることが理解できないし、分かりにくい。ケアマネージャが別になることも全く説明されていない。ここが問題なのではないかと思います。 たまたま偶然どちらの事業所に相談したかで別れるのではないかと思う、地域包括支援センターでは、どのように切り分けて、紹介しているのでしょうか。	地域包括支援センターにおける相談時には、基本的に「すぐわかる介護保険」や「地域密着型サービスってなんだろう!？」などを用いて、小規模多機能型サービス等も含めた説明を行います。 ひとり一人の状況によって、地域密着型サービスを利用する方が良いと判断した場合には地域包括支援センターから提案する場合があります。
10	4. 資料5-2 スライド番号1・2 「夜間対応型訪問介護」を廃止して問題はないのでしょうか。定期巡回・随時対応型訪問介護で一体的に実施することのメリットの記載がありますが、デメリットの記載がありません。デメリットはないのでしょうか。	今回の夜間対応型訪問介護の廃止については、国の社会保障審議会介護給付費分科会等における様々な議論を踏まえたうえで、法改正されたものです。 社会保障審議会介護給付費分科会にて議論されたメリットや検討課題については、厚生労働省のホームページにおいて資料および議事録が公表されておりますのでご確認ください。 【令和5年10月23日 第228回社会保障審議会介護給付費分科会】 ・資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35768.html ・議事録 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37779.html 【令和8年8月5日 第262回社会保障審議会介護給付費分科会】 ・資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75011.html ※上記の分科会に主な資料が掲載されてお

		りますが、これまでも同分科会では、夜間対応型訪問介護の議論がされております。
11	5. 参考資料2 スライド番号1 特養の申込者数が減り入所までの期間が大幅に改善していることは評価すべきと思いますが、申込者数は実際の人数ではないように記憶しています。各特養に個別に申し込む仕組みは変わっていないのでしょうか。申込手続きの制度・システムを改善し一本化する必要はないのでしょうか。	入所申込者は、複数の施設にお申し込みされている方を名寄せした数値です。概ね実数値と考えています。 入所希望の方は、個別に各特養へ申し込みを行います。 区は入所指針を設け、入所における透明性・公平性を一定程度確保していますが、受入条件や特色が異なることから、現状一本化は考えておりません。
12	6. 参考資料2 スライド番号3 左の一番下の○ 「利用したいときに利用できる環境が概ね整備されていると考えられる」の現状認識は違うのではないのでしょうか。 利用者側の感覚とはかけ離れているように思います。	休日や大型連休等、利用希望が集中するときは、利用しづらい状況が生じることがありますが、基礎調査の結果から、利用したいときに利用できる環境は概ね整備されているものと考えています。 なお、基礎調査では、ショートステイを運営する事業者の6割以上が、ショートステイの施設が多い（「多すぎる」と「やや多い」の合計）と回答しています。
13	この追加質問とその回答も、正式な協議内容として会議録に掲載されることを改めて要望します。 以上、よろしくお願いします。	会議録は当該会議の時間内における委員および説明者の発言を記録するものですので、会議後のお問い合わせ内容については会議録への掲載は難しいと考えております。ご理解の程、よろしくお願いいたします。